

<戦略策定の経緯>

・総理演説から「戦略」の決定まで

1月

26日 安倍総理施政方針演説：「戦略」策定の方針を明言
「...国内外あげて取り組むべき環境政策の方向を明示し、今後の世界の枠組み作りへ我が国として貢献する上での指針として、「21世紀環境立国戦略」を6月までに策定します。」

2月

・安倍総理より若林環境大臣に対し、「戦略」策定の検討を指示

・環境省内に「21世紀環境立国戦略プロジェクトチーム」設置
・中央環境審議会に「21世紀環境立国戦略特別部会」設置

3月

中環審21世紀環境立国戦略特別部会における検討

(部会長－鈴木基之中環審会長、委員：各分野の有識者26名)

○計10回の審議(公開)

○ヒアリング

4月

- ・産業界：松下電器産業、JFEスチール、阪急阪神HD、DOWAエコシステム
- ・有識者：国立環境研究所、産業環境管理協会 等
- ・地方自治体：三鷹市長、豊岡市長
- ・NGO：WWFジャパン、IUCN(国際自然保護連合)日本委員会
- ・関係省庁：外務省、農水省、文科省、経産省、国交省

5月

○中間論点整理(案)に対する国民からの意見募集

29日 「21世紀環境立国戦略の策定に向けた提言」意見具申

6月

1日 「21世紀環境立国戦略」閣議決定(6/1)

1. 地球環境の現状と課題

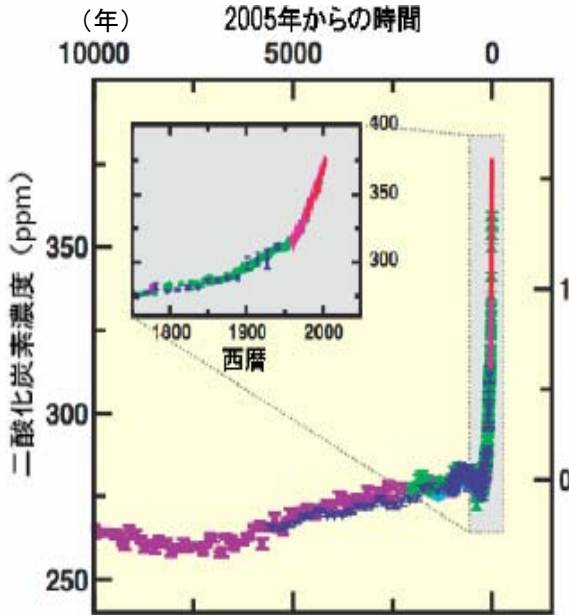
・地球規模での環境問題の深刻化(「3つの危機」)

地球温暖化の危機

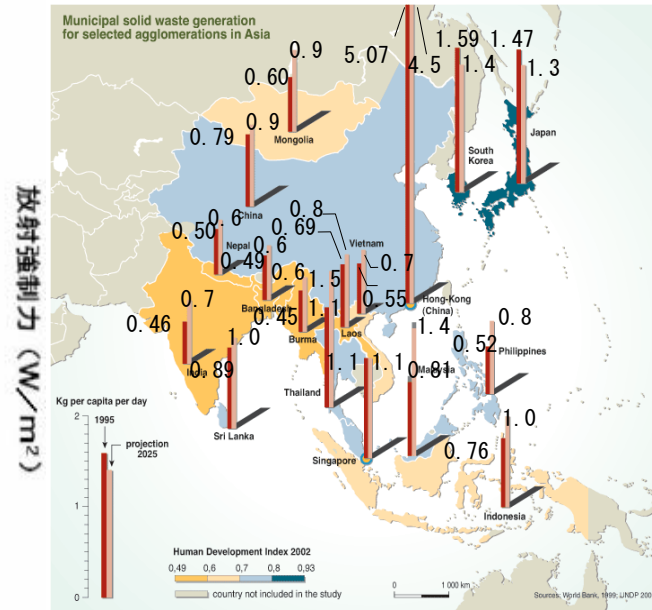
資源の浪費による危機

生態系の危機

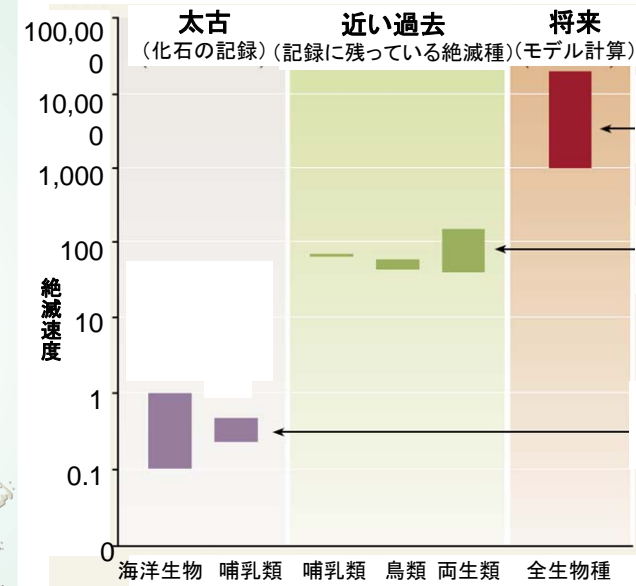
氷床コア観測と現代の観測による
二酸化炭素濃度の変化



東アジア諸国における都市ごみの1人当たり
ごみ発生量(1995年)と将来予測(2025年)



絶滅種の割合は太古の時代の1,000倍、
将来的には現在の10倍以上と推計



※過去10,000年(全体図)及び1750年以降(挿入図)のCO₂の大気中の濃度

出典:バーゼル条約事務局資料

出典: Millennium Ecosystem Assessment (MA), 2005

健全で恵み豊かな環境は、悠久の歴史の中で育まれたもの。その恵沢は、将来世代に継承し、世代間で共有すべきもの。しかしながら、環境負荷が環境の容量を超え、地球生態系のこれまでの均衡が崩れつつあり、このままでは、社会経済の持続的な発展に支障を来す懸念がある。地球環境問題は、人間の安全保障の問題とも密接に関連し、人類が直面する最大の試練。

人間社会の発展と反映を確保する「持続可能な社会」の構築が急務

わが国における「持続可能な社会」にかかる定義

環境基本法(平成5年)

- 現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。(第3条)
- 社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになること
によって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会」(第4条)

第3次環境基本計画(平成18年)

- 健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会
- 多様化する国民の期待が実現する社会の基盤としての環境が適切に保全されるとともに、経済的側面、社会的側面も統合的に向上すること
- 物質的な面だけでなく、精神的な面からも、安心、豊かさ、健やかで快適な暮らし、歴史と誇りある文化、結びつきの強い地域コミュニティといったものを、我が国において将来世代にわたって約束するような社会であるとともに、それを世界全体に波及させていくような社会

1. 地球環境の現状と課題

・持続可能な社会に向けた取組②(低炭素社会について)

日英共同声明(2007年1月)

(気候変動への取組)

「我々は、低炭素社会に向けての取組を喫緊に加速する必要がある。」

2005年G8英国グレンイーグルズ・サミット(議長総括)

(気候変動部分)

「我々は、低炭素経済に移行しつつ、世界的に、排出を減速し、ピークに達し、そして減少させなければならないことを理解する。これには、先進世界におけるリーダーシップを必要とする。」

世界銀行「クリーンエネルギー及び開発に関する投資枠組み」

枠組みの3つの柱の一つとして「低炭素社会への移行」を掲げる。

3つの柱: ①開発のためのエネルギー・貧困層のアクセス、②低炭素経済への移行、③適応

日英共同研究プロジェクト 脱温暖化2050プロジェクト

1. 地球環境の現状と課題

・持続可能な社会に向けた取組③(循環型社会について)

循環型社会形成推進基本法(平成12年)

この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分(廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)としての処分をいう。以下同じ。)が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。(第2条第1項)

循環型社会形成推進基本計画(平成15年3月閣議決定)

これから私たちが目指そうとする循環型社会では、自然界から新たに採取する資源をできるだけ少なくし、長期間社会で使用することや既に社会で使用されたものなどを再生資源として投入することにより、最終的に自然界へ廃棄されるものをできるだけ少なくすることを基本とします。

これにより、自然の循環を尊重し、自然に負荷をかけない社会、すなわち、資源を有効に活用し、豊かな環境の恵みを楽しむ質を重視した社会を将来世代にわたり築きあげていきます。

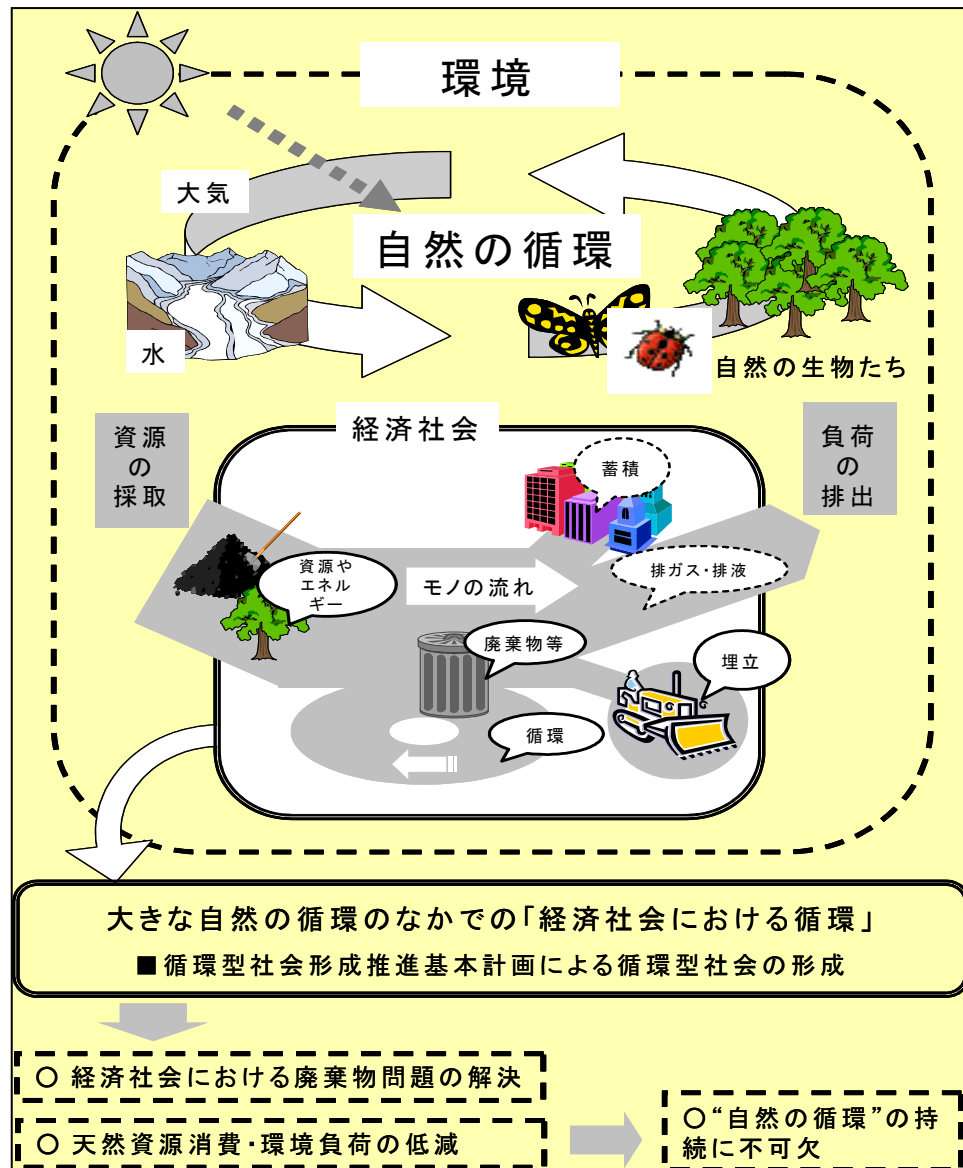


図 循環型社会形成推進基本計画における“循環”